

令和6年度水道水質検査計画

三重県企業庁

令和6年3月

目 次

1	水道水質検査計画に関する基本方針	1
2	水道用水供給事業の概要	1
3	原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の注意事項	2
4	定期の水質検査に関する事項	3
5	臨時の水質検査に関する事項	4
6	水質検査方法	4
7	水質検査計画及び水質検査結果の公表	4
8	水質検査の精度と信頼性確保	5
9	関係機関との連携	5
10	水質検査結果の評価	5
11	水質検査計画の見直し	5
12	その他	5

1 水道水質検査計画に関する基本方針

水道用水供給事業者として、安全で安心な水道水を安定して供給することを基本方針として、水道水質検査計画を定め水質検査を実施します。

採水地点は、浄水場の原水・浄水、送水系統の分水及び水源とします。

水質検査は、水道法に定める水質基準項目のほか、水質管理目標設定項目、水源監視に必要な項目について安全性と効率性から項目と回数を定め実施します。

水質検査結果は、ホームページを通じて速やかに公表します。

なお、水質事故等の発生時には、速やかに臨時の水質検査を行います。

2 水道用水供給事業の概要

給水を実施している事業は、北中勢水道用水供給事業及び南勢志摩水道用水供給事業の2事業であり、給水能力は5浄水場合せて日量 429,366m³ で、18市町に供給しています。

その概要は、以下のとおりです。

事業名	水源	浄水場名	給水対象市町及び給水量(m ³ /日)	給水能力(m ³ /日)	給水開始年月日
北中勢水道用水供給事業	北勢系木曾川水系	木曾川(岩屋ダム)	播磨浄水場 木曾岬町 2,800 桑名市 24,300 朝日町 1,200 川越町 5,800 四日市市 36,200 鈴鹿市 10,000 計 80,300	80,300	(一部給水：昭和52.3.28) 全部給水：昭和54.4.1
	北勢系三重用水系	牧田川ほか(三重用水)	水沢浄水場 四日市市 41,800 菰野町 2,600 鈴鹿市 6,600 計 51,000	51,000	(一部給水：平成3.4.1) 全部給水：平成8.4.1
	北勢系長良川水系	長良川(長良川河口堰)	播磨浄水場 桑名市 1,100 四日市市 2,200 鈴鹿市 2,200 亀山市 7,400 木曾岬町 2,000 朝日町 1,000 川越町 1,400 菰野町 700 計 18,000	18,000	(一部給水：平成13.4.1 平成21.7.1) 全部給水：平成23.4.1
	中勢系雲出川水系	雲出川(君ヶ野ダム)	高野浄水場 津市 76,916 松阪市 4,500 計 81,416	81,416	創設：昭和46.6.4 一次拡張：昭和56.4.1
	中勢系長良川水系	長良川(長良川河口堰)	大里浄水場 津市 50,500 松阪市 8,300 計 58,800	58,800	全部給水：平成10.4.1
南勢志摩水道用水供給事業	櫛田川(蓮ダム)	多気浄水場 松阪市 61,000 伊勢市 37,300 鳥羽市 20,000 志摩市 10,000 多気町 6,050 明和町 2,800 度会町 500 玉城町 500 大台町 1,700 計 139,850	139,850	(一部給水：昭和62.5.1) 全部給水：平成27.4.1	
合計			18市町	429,366	

3 原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の注意事項

(1) 播磨浄水場

岩屋ダムを水源として木曾川表流水を取水しています。水質はアルカリ度が低く、大雨による濁水が流入すると、さらにアルカリ度が低下するため、浄水処理に注意が必要です。また、上流域には数多くの工場等があり、生活排水も流入しているため、水質の変化を監視する必要があります。

送水については、送水管路が長いことから、残留塩素濃度やトリハロメタン濃度を監視する必要があります。

(2) 水沢浄水場

三重用水の菰野調整池（中里ダム及び鈴鹿山系の中小河川から導水しています）を水源としており、河川から直接取水していないため、年間を通して原水濁度は低く、安定しています。一方で、貯水池では藻類増殖による pH 値上昇や異臭味の発生に注意が必要です。また、原水水温・pH 値の上昇時には凝集剤からのアルミニウムの溶出に注意が必要です。

(3) 大里浄水場

北伊勢工業用水道施設で一次処理された低濁度の原水を水源としており、鈴鹿導水ポンプ所より導水しています。上流域には数多くの工場等があり、生活排水も流入しているため、水質の変化を監視する必要があります。また、大雨による濁水が流入すると、アルカリ度が低下するため、浄水処理に注意が必要です。

送水については、送水管路が長いことから、残留塩素濃度やトリハロメタン濃度を監視する必要があります。

(4) 高野浄水場

君ヶ野ダムを水源として雲出川表流水を取水しています。生活排水の流入や農業用水取水堰での滞留により pH 値の異常上昇に注意が必要です。また、上流域にはゴルフ場や農地が多いため、原水中の有機物や栄養塩類の濃度変化について監視しておくことが必要です。また、大雨による濁水が流入すると、アルカリ度が低下するため、浄水処理に注意が必要です。

送水については、送水管路が長いことから、残留塩素濃度やトリハロメタン濃度を監視する必要があります。

(5) 多気浄水場

蓮ダムを水源として櫛田川表流水を取水しています。大雨後には沈降しにくい濁質が流入し、アルカリ度も低下します。

近年、原水中のカビ臭気物質（2-メチルイソボルネオール）濃度の上昇が見られることから、異臭味発生に注意が必要です。

また、原水水温・pH 値の上昇時には凝集剤からのアルミニウムの溶出に注意が必要です。

送水については、送水管路が長いことから、残留塩素濃度を監視する必要があります。

4 定期の水質検査に関する事項

(1) 採水地点

ア 水源

- ・ 木曾川 . . . 弥富揚水機場*
- ・ 長良川 . . . 千本松原取水所*
- ・ 員弁川 . . . 安永取水所
- ・ 菰野調整池 . . . 中里系導水路、表層*、底層
- ・ 鈴鹿導水ポンプ所
- ・ 雲出川 . . . 津市白山町南家城地内*、津市一志町高野井堰*
- ・ 櫛田川 . . . 松阪市飯南町粥見地内*、多気町津留取水口*

※印：「三重県水道水質管理計画」に記載されている地点

イ 浄水場

- ・ 原水
- ・ 浄水

ウ 分水

- ・ 播磨浄水場 木曾岬分水、朝日分水、四日市朝明分水、鈴鹿椿一宮分水、四日市楠分水、亀山白木分水**
- ・ 水沢浄水場 四日市高岡分水、菰野田光分水**、鈴鹿大久保分水
- ・ 大里浄水場 河芸分水**、芸濃分水、白山上ノ村分水**
- ・ 高野浄水場 白山分水、三雲北部分水**、津分水
- ・ 多気浄水場 松阪第一分水**、松阪第二分水、松阪第三分水**、伊勢西豊浜分水、鳥羽分水、志摩分水**

※※印：系統ごとの末端供給点

(2) 水質検査を行う項目及び回数

アからエに定めるとおり水質検査を行います。

ア 毎日検査項目（別表－1）

色、濁り及び消毒の残留効果等について、水質検査を行います。

イ 水質基準項目（別表－2及び3）

浄水及び分水については、水道水質基準に適合し、安全で安心な水道水であることを確認するため、また、水源及び原水については、浄水処理に反映するため、すべての項目について原則月1回水質検査を行います。なお、水源及び原水については、消毒副生成物及び味の水質検査は行いません。

ウ 水質管理目標設定項目（別表－4）

将来にわたって水道水の安全性の確保に万全を期するという見地から、水源、原水、浄水及び分水について、原則月1回水質検査を行います。

従属栄養細菌は浄水及び分水について、原則月1回水質検査を行います。

フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)は原水及び浄水について、ジクロロアセトニトリル及び抱水クロラールは分水について、原則3ヶ月に1回水質検査を行います。

農薬類は春及び夏を中心として、原水及び浄水について原則年4回以上水質検査を行います。

ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）は、原水及び浄水について原則年2回水質検査を行います。また、水源のうち「三重県水道水質管理計画」に記載されている地点について原則年2回水質検査を行います。

なお、浄水又は浄水処理過程で二酸化塩素を注入していないので、亜塩素酸及び二酸化塩素の水質検査は行いません。

エ その他の項目（別表－5）

水源の状態等を監視するために、各浄水場の状況に応じ必要な項目について、原則月1回水質検査を行います。

なお、クリプトスポリジウム及びジアルジアについては、全浄水場が「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づくレベル4に該当することから原水において原則年4回水質検査を行うとともに、指標菌である大腸菌は原則月1回、嫌気性芽胞菌は原則年4回水質検査を行います。

5 臨時の水質検査に関する事項

次に示すような場合において、水質基準に適合しないおそれがあるときには臨時の水質検査を行います。検査項目は、原則として別表1から別表5に掲げる項目を行いますが、状況に応じて、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合はその項目について検査を省略します。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源に異常があったとき
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- (4) 浄水過程に異常があったとき
- (5) 送水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたとき
- (6) その他、特に必要があると認められるとき

6 水質検査方法

水質検査は、毎日検査項目は各浄水場等で、水質基準項目及び水質管理目標設定項目は水質管理情報センターで行います。

浄水等の水質基準項目は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」に基づき水質検査を行います。また、原水等の水質基準項目は浄水等の検査方法に準じて、水質検査を行います。

水質管理目標設定項目は、原則「水質管理目標設定項目の検査方法（厚生労働省健康局水道課）」に基づき水質検査を行います。

その他の項目は、上水試験方法（日本水道協会）等に基づき水質検査を行います。

7 水質検査計画及び水質検査結果の公表

水質検査計画は毎年作成し、ホームページで公表します。

水質検査結果については、ホームページで速やかに公表するとともに、水質検査結果書を作成し、5年間保存します。

8 水質検査の精度と信頼性確保

原則として、基準値及び目標値の1/10の定量下限値が得られ、定量下限値付近での測定において変動係数（CV値）が有機物では20%以下、その他の項目では10%以下となるよう水質検査を行います。

そのため、マニュアル等を策定し、水質検査機器、試薬等の管理、教育訓練を行います。

また、厚生労働省水道水質検査精度管理や三重県精度管理協議会が主催する外部精度管理に参加することで、水質検査結果の信頼性確保に努めます。

水道水質検査方法については、厚生労働省より標準作業書に示す検査方法の妥当性を評価することが求められています。このため、水質基準項目と水質管理目標設定項目（一部を除く）の検査方法について、厚生労働省が定めた「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン」に基づき、適時妥当性評価を実施しています。

9 関係機関との連携

水源から蛇口までの水質管理を行うため、北勢、中勢、南勢水道事務所を通して各市町（ユーザー）との情報交換・共有を図ります。

震災等で検査機器が破損した場合でも支障のないよう、県内水道事業者と「震災時等における水質検査機器の相互利用に関する協定」を締結することで水質管理体制の強化に取り組んでいます。

木曽川水系水道水質協議会（愛知県、岐阜県、名古屋市、三重県）において、情報の交換・共有を図ります。

10 水質検査結果の評価

水質基準は水道水が満たすべき水質上の要件であり、水道水すべてについて満たされる必要があります。そのため、検査結果の評価は検査ごとに行い、基準値を超えた場合には直ちに原因究明を行い、基準値を満たす水質を確保します。

11 水質検査計画の見直し

検査地点ごとに、各検査項目の検出濃度の最大値や平均値を水質基準値等と比較し、翌年度の水質検査計画における検査項目や検査頻度に反映します。

12 その他

水処理工程での異常の有無を確認するため、各浄水場の原水、浄水、沈澱池水等各工程における濁度やpH、残留塩素などについて、計器による連続測定を行うほか、1日1回検査を行い、水質の確認をします。（別表－7）

○資料編

- 別表－1 毎日の水質検査項目及び検査回数
- 別表－2 浄水等の水質基準項目及び検査回数
- 別表－3 原水等の水質基準項目及び検査回数
- 別表－4 水質管理目標設定項目及び検査回数
- 別表－5 その他項目及び検査回数
- 別表－6 農薬類(水質管理目標設定項目15)の対象農薬リスト
- 別表－7 浄水場内で行う毎日検査の項目及び検査回数

別表－1

毎日の水質検査項目及び検査回数

項目	検体の種別	末端供給点	備考
色度		◎	
濁度		◎	
残留塩素		◎	

◎: 毎日実施

浄水等の水質基準項目及び検査回数

番号	項目	基準値	検査回数		法令が定める 基本的検査頻度	基準値の10%超過 事例の有無※	
			浄水	分水			
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下	○	○	概ね1ヶ月に1回以上		
2	大腸菌	検出されないこと	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	○	○			
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下	○	○			
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下	○	○			
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	○	○		有	
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	○	○			
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下	○	○			
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	○	○			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	○	○			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	○	○			
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下	○	○	有		
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下	○	○			
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	○	○			
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	○	○			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	○	○	概ね3ヶ月に1回以上		
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	○	○			
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	○	○			
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	○	○			
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	○	○			
21	塩素酸	0.6mg/L以下	○	○		有	
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	○	○		有	
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	○	○		有	
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	○	○		有	
25	ジプロモクロロメタン	0.1mg/L以下	○	○			
26	臭素酸	0.01mg/L以下	○	○			
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	○	○	有		
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	○	○	有		
29	ブromoジクロロメタン	0.03mg/L以下	○	○	有		
30	ブromoホルム	0.09mg/L以下	○	○			
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	○	○	有		
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下	○	○			
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下	○	○	有		
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下	○	○			
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下	○	○			
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下	○	○			
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下	○	○			
38	塩化物イオン	200mg/L以下	○	○	概ね1ヶ月に1回以上		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	○	○		有	
40	蒸発残留物	500mg/L以下	○	○	概ね3ヶ月に1回以上	有	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	○	○			
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	○	○	概ね1ヶ月に1回以上	有	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	○	○		有	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	○	○	概ね3ヶ月に1回以上	有	
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下	○	○			
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	○	○		有	
47	pH値	5.8以上8.6以下	○	○			
48	味	異常でないこと	○	○	概ね1ヶ月に1回以上		
49	臭気	異常でないこと	○	○			
50	色度	5度以下	○	○			有
51	濁度	2度以下	○	○			

○:原則月1回実施

※令和2~4年度の浄水及び分水の検出実績による。

別表-3

原水等の水質基準項目及び検査回数

番号	項目	検体の種別		備考
		水源	原水	
1	一般細菌	○	○	
2	大腸菌	○	○	
3	カドミウム及びその化合物	○	○	
4	水銀及びその化合物	○	○	
5	セレン及びその化合物	○	○	
6	鉛及びその化合物	○	○	
7	ヒ素及びその化合物	○	○	
8	六価クロム化合物	○	○	
9	亜硝酸態窒素	○	○	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○	○	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	
12	フッ素及びその化合物	○	○	
13	ホウ素及びその化合物	○	○	
14	四塩化炭素	○	○	
15	1,4-ジオキサン	○	○	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	○	
17	ジクロロメタン	○	○	
18	テトラクロロエチレン	○	○	
19	トリクロロエチレン	○	○	
20	ベンゼン	○	○	
21	塩素酸	—	—	
22	クロロ酢酸	—	—	
23	クロロホルム	—	—	
24	ジクロロ酢酸	—	—	
25	ジブロモクロロメタン	—	—	
26	臭素酸	—	—	
27	総トリハロメタン	—	—	
28	トリクロロ酢酸	—	—	
29	ブロモジクロロメタン	—	—	
30	ブロモホルム	—	—	
31	ホルムアルデヒド	—	—	
32	亜鉛及びその化合物	○	○	
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	
34	鉄及びその化合物	○	○	
35	銅及びその化合物	○	○	
36	ナトリウム及びその化合物	○	○	
37	マンガン及びその化合物	○	○	
38	塩化物イオン	○	○	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	○	
40	蒸発残留物	○	○	
41	陰イオン界面活性剤	○	○	
42	ジェオスミン	○	○	
43	2-メチルイソボルネオール	○	○	
44	非イオン界面活性剤	○	○	
45	フェノール類	○	○	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	
47	pH値	○	○	
48	味	—	—	
49	臭気	○	○	
50	色度	○	○	
51	濁度	○	○	

○:原則月1回実施 —:原則実施しない

水質管理目標設定項目及び検査回数

番号	項目	検体の種別	目標値	検査回数				備考
				水源	原水	浄水	分水	
1	アンチモン及びその化合物		アンチモンの量に関して、0.02mg/L以下	○	○	○	○	
2	ウラン及びその化合物		ウランの量に関して、0.002mg/L以下(暫定)	○	○	○	○	
3	ニッケル及びその化合物		ニッケルの量に関して、0.02mg/L以下	○	○	○	○	
5	1,2-ジクロロエタン		0.004mg/L以下	○	○	○	○	
8	トルエン		0.4mg/L以下	○	○	○	○	
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)		0.08mg/L以下	—	□	□	—	
10	亜塩素酸		0.6mg/L以下	—	—	—	—	
12	二酸化塩素		0.6mg/L以下	—	—	—	—	
13	ジクロロアセトニトリル		0.01mg/L以下(暫定)	—	—	—	□	
14	抱水クロラール		0.02mg/L以下(暫定)	—	—	—	□	
15	農薬類		検出値と目標値の比の和として、1以下	—	△	△	—	別表-6参照
16	残留塩素		1mg/L以下	—	—	○	○	
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		10mg/L以上100mg/L以下	○	○	○	○	
18	マンガン及びその化合物		マンガンの量に関して、0.01mg/L以下	○	○	○	○	
19	遊離炭酸		20mg/L以下	○	○	○	○	
20	1,1,1-トリクロロエタン		0.3mg/L以下	○	○	○	○	
21	メチル-tert-ブチルエーテル		0.02mg/L以下	○	○	○	○	
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)		3mg/L以下	○	○	○	○	
23	臭気強度(TON)		3以下	○	○	○	○	
24	蒸発残留物		30mg/L以上200mg/L以下	○	○	○	○	
25	濁度		1度以下	○	○	○	○	
26	pH値		7.5程度	○	○	○	○	
27	腐食性(ランゲリア指数)		-1程度以上とし、極力0に近づける	○	○	○	○	
28	従属栄養細菌		1mlの検水で形成される集落数が2,000以下(暫定)	—	—	○	○	
29	1,1-ジクロロエチレン		0.1mg/L以下	○	○	○	○	
30	アルミニウム及びその化合物		アルミニウムの量に関して、0.1mg/L以下	○	○	○	○	
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)		ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の量の和として0.00005mg/L以下(暫定)	◇	◇	◇	—	水源は、「三重県水道水質管理計画」に記載されている地点について実施

○:原則月1回実施 ◇:原則年2回実施 △:原則年4回以上実施 □:原則3ヶ月に1回実施
 —:原則実施しない

別表-5

その他項目及び検査回数

番号	項目	検体の種別	検査回数				備考
			水源	原水	浄水	分水	
1	アンモニア態窒素		○	○	—	—	
2	DO		○	○	—	—	
3	BOD		○	○	—	—	
4	総窒素		○	○	—	—	
5	総リン		○	○	—	—	
6	酸度		○	○	○	○	
7	アルカリ度		○	○	○	○	
8	クロロフィル		※	※	—	—	
9	生物		※	※	—	—	
10	クリプトスポリジウム及びジアルジア		—	△	—	—	
11	嫌気性芽胞菌		—	△	—	—	指標菌として
12	浮遊物質(SS)		○	○	—	—	

○:原則月1回実施 △:原則年4回実施
 ※:浄水場ごとに適宜実施する —:原則実施しない

農薬類(水質管理目標設定項目15)の対象農薬リスト

番号	農薬名	目標値 (mg/L)	番号	農薬名	目標値 (mg/L)
1	1,3-ジクロロプロベン(D-D) ^(注1)	0.05	58	チウラム	0.02
2	2,2-DPA(ダラボン)	0.08	59	チオジカルブ	0.08
3	2,4-D(2,4-PA)	0.02	60	チオファネートメチル	0.3
4	EPN ^(注2)	0.004	61	チオベンカルブ	0.02
5	MCPA	0.005	62	テフリルトリオン	0.002
6	アシュラム	0.9	63	テルブカルブ(MBPMC)	0.02
7	アセフェート	0.006	64	トリクロピル	0.006
8	アトラジン	0.01	65	トリクロロホン(DEP)	0.005
9	アニロホス	0.003	66	トリシクラゾール	0.1
10	アミトラズ	0.006	67	トリフルラリン	0.06
11	アラクロール	0.03	68	ナプロバミド	0.03
12	イソキサチオン ^(注2)	0.005	69	バラコート	0.01
13	イソフェンホス ^(注2)	0.001	70	ピペロホス	0.0009
14	イソプロカルブ(MIPC)	0.01	71	ピラクロニル	0.01
15	イソプロチオラン(IPT)	0.3	72	ピラゾキシフェン	0.004
16	イブフェンカルバゾン	0.002	73	ピラゾリネート(ピラゾレート)	0.02
17	イプロベンホス(IBP)	0.09	74	ピリダフェンチオン	0.002
18	イミノクタジン	0.006	75	ピリプチカルブ	0.02
19	インダノファン	0.009	76	ピロキロン	0.05
20	エスプロカルブ	0.03	77	フィプロニル	0.0005
21	エトフェンブロックス	0.08	78	フェニトロチオン(MEP) ^(注2)	0.01
22	エンドスルファン(ベンゾエピン) ^(注3)	0.01	79	フェノブカルブ(BPMC)	0.03
23	オキサジクロメホン	0.02	80	フェリムゾン	0.05
24	オキシ銅(有機銅)	0.03	81	フェンチオン(MPP) ^(注10)	0.006
25	オリサストロピン ^(注4)	0.1	82	フェントエート(PAP)	0.007
26	カズサホス	0.0006	83	フェントラザミド	0.01
27	カフェンストロール	0.008	84	フサライド	0.1
28	カルタップ ^(注5)	0.08	85	ブタクロール	0.03
29	カルバリル(NAC)	0.02	86	ブタミホス ^(注2)	0.02
30	カルボフラン	0.0003	87	ブプロフェジン	0.02
31	キノクラミン(ACN)	0.005	88	フルアジナム	0.03
32	キャプタン	0.3	89	プレチラクロール	0.05
33	クミルロン	0.03	90	プロシメドン	0.09
34	グリホサート ^(注6)	2	91	プロチオホス ^(注2)	0.007
35	グルホシネート	0.02	92	プロピコナゾール	0.05
36	クロメブロッブ	0.02	93	プロピザミド	0.05
37	クロルニトロフェン(CNP) ^(注7)	0.0001	94	プロベナゾール	0.03
38	クロルピリホス ^(注2)	0.003	95	プロモブチド	0.1
39	クロロタロニル(TPN)	0.05	96	ベノミル ^(注11)	0.02
40	シアナジン	0.001	97	ベンシクロン	0.1
41	シアノホス(CYAP)	0.003	98	ベンゾピシクロン	0.09
42	ジウロン(DCMU)	0.02	99	ベンゾフェナップ	0.005
43	ジクロベニル(DBN)	0.03	100	ペンタゾン	0.2
44	ジクロルボス(DDVP)	0.008	101	ペンディメタリン	0.3
45	ジクワット	0.01	102	ペンフラカルブ	0.02
46	ジスルホトン(エチルチオメトン)	0.004	103	ペンフルラリン(ベスロジン)	0.01
47	ジチオカルバメート系農薬 ^(注8)	0.005	104	ペンフレセート	0.07
48	ジチオピル	0.009	105	ホスチアゼート	0.005
49	シハロホップチル	0.006	106	マラチオン(マラソン) ^(注2)	0.7
50	シマジン(CAT)	0.003	107	メコブロッブ(MCPP)	0.05
51	ジメタメリン	0.02	108	メソミル	0.03
52	ジメトエート	0.05	109	メタラキシル	0.2
53	シメリン	0.03	110	メチダチオン(DMTP) ^(注2)	0.004
54	ダイアジノン ^(注2)	0.003	111	メミノストロピン	0.04
55	ダイムロン	0.8	112	メトリブジン	0.03
56	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート ^(注9)	0.01	113	メフェナセツ	0.02
57	チアジニル	0.1	114	メプロニル	0.1
			115	モリネート	0.005

(注1)1,3-ジクロロプロベン(D-D)の濃度は、異性体であるシス-1,3-ジクロロプロベン及びトランス-1,3-ジクロロプロベンの濃度を合計して算出する。

(注2)EPN、イソキサチオン、イソフェンホス、クロルピリホス、ダイアジノン、フェニトロチオン(MEP)、ブタミホス、プロチオホス、マラチオン(マラソン)及びメチダチオン(DMTP)の濃度については、それぞれのオキシホンの濃度も測定し、それぞれの原体の濃度と、そのオキシホンそれぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出する。

(注3)エンドスルファン(ベンゾエピン)の濃度は、異性体である α -エンドスルファン及び β -エンドスルファンに加えて、代謝物であるエンドスルフェート(ベンゾエピンスルフェート)も測定し、 α -エンドスルファン及び β -エンドスルファンの濃度とエンドスルフェートの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出する。

(注4)オリサストロピンの濃度は、代謝物である(5Z)-オリサストロピンの濃度も測定し、原体の濃度と(5Z)-オリサストロピンの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出する。

(注5)カルタップの濃度は、ネライストキシンとして測定し、カルタップに換算して算出する。

(注6)グリホサートの濃度は、代謝物であるアミノメチルリン酸(AMPA)も測定し、原体の濃度とアミノメチルリン酸(AMPA)の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出する。

(注7)クロルニトロフェン(CNP)の濃度は、CNP-アミノ体の濃度も測定し、原体の濃度とアミノ体の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出する。

(注8)ジチオカルバメート系農薬の濃度は、二硫化炭素として測定する。

(注9)ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネートの濃度は、メチルイソチオシアネートとして測定する。

(注10)フェンチオン(MPP)の濃度は、酸化物であるMPPスルホキシド、MPPスルホン、MPPオキシオン、MPPオキシンスルホキシド及びMPPオキシンスルホンの濃度も測定し、フェンチオン(MPP)の原体の濃度と、その酸化物それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出する。

(注11)ベノミルの濃度は、メチル-2-ペンツイミダゾールカルバメート(MBC)として測定し、ベノミルに換算して算出する。

別表-7

浄水場内で行う毎日検査の項目及び検査回数

項目	検体の種別	原水又は着水	沈澱池水等	浄水	備考
	気温		○	※	○
水温		○	※	○	
色度		○	※	○	
濁度		○	※	○	
残留塩素		—	※	○	
pH値		○	※	○	
アルカリ度		○	※	○	
味		—	※	○	
臭気		○	※	○	
魚類監視		○	※	○	

○:原則1日1回実施 ※:浄水場ごとに決められた地点で適宜実施する —:実施しない